第3編　武力攻撃事態等への対処

第1章　初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊されたりする等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、区は、武力攻撃事態等の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市区町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが、必要となることも考えられる。

このため、このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが重要であることから、区の初動体制について、以下のとおり定める。

１　事態認定前における危機管理会議等の開催及び初動措置

（１）危機管理会議等の開催

ア　区長は、現場からの情報により武力攻撃事態等の発生又は発生のおそれを把握した場合においては、速やかに、関係機関に連絡を行うとともに、区として的確かつ迅速に対処するため、「目黒区危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」に基づき、「危機管理会議」を開催する。なお、事態の態様に応じて関係部課長等を召集し、情報収集・分析、対応策の検討、総合調整などの事態発生に迅速に対応できるよう、即応体制を強化する。

※住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が武力攻撃事態等の発生又は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告する。

■危機管理会議の構成等

危機管理会議
・区長（座長）
・副区長（副座長）
・教育長（副座長）
・各部長
・企画経営部企画経営課長、企画経営部特命担当課長、企画経営部秘書課長、企画経営部財政課長、企画経営部広報広聴課長、資産経営部資産経営課長、総務部総務課長、総務部人事課長、危機管理部危機管理課長、危機管理部生活安全担当課長、危機管理部地域防災推進担当課長及び危機管理部防災課長

⇄ 迅速な情報収集・提供

・都
・警察
・消防
・海上保安部等
・自衛隊
・その他関係機関

イ　危機管理会議は、関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当面、危機管理会議体制による対応を図る旨について、都に連絡を行う。
　この場合において、危機管理会議は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信等の連絡体制を確保する。

ウ　区は、区国民保護対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合、区災害対策本部を設置し、国民保護に準じた措置を行う。

（２）初動措置の確保

　区は、危機管理会議において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防、自衛隊等による活動状況を踏まえ、必要により、区災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、区長は、関係機関から入手した情報を必要に応じて各機関へ提供する。
　区は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定や消防法に基づき消防吏員が行う火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。
　また、政府による事態認定がなされ、区に対し、区国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、区長は、必要に応じ国民保護法に基づき、避難の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

（３）関係機関への支援の要請

　区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

（４）対策本部への移行に要する調整

　危機管理会議体制等による対応中に政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに区国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理会議体制等は廃止する。
　その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

２　武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

　区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、区に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報連絡体制を立ち上げ、又は、危機管理会議体制により、即応体制の強化を図る。
　この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区の区域において武力攻撃事態等が発生した又は発生するおそれがある場合に迅速に対応できるよう必要に応じて全庁的な体制を構築する。

第2章 区国民保護対策本部の設置等

区は、区国民保護対策本部の設置指定があった場合、本部を迅速に設置し、区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区国民保護対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1　区国民保護対策本部の設置

（１）区国民保護対策本部の設置の手順

ア　国は、対処基本方針を定め、国の対策本部を設置
その際、内閣総理大臣は、国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び区市町村を指定

イ　区国民保護対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知
区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区国民保護対策本部を設置すべき区の指定の通知を受ける。

ウ　区長による区国民保護対策本部の設置
指定の通知を受けた区長は、直ちに区国民保護対策本部を設置する（事前に危機管理会議体制を設置していた場合は、区対策本部に切り替える。（前述））。

エ　区国民保護対策本部員及び区国民保護対策本部職員の参集
区国民保護対策本部を設置した場合には、区国民保護対策本部員、区国民保護対策本部職員等に対し、電話又はチャット等による連絡網を活用し、区国民保護対策本部へ参集するよう連絡する。

オ　区対策本部の開設
区国民保護対策本部統括部職員は、総合庁舎に区国民保護対策本部を開設するとともに、区国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段については、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、状態を確認する。
区は、区国民保護対策本部を設置したときは、区議会に本部を設置した旨を連絡する。

カ　交代要員等の確保
区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

キ　本部の代替機能の確保
区は、区国民保護対策本部が被災した場合等、区国民保護対策本部を総合庁舎内に設置できない場合は、防災センターに区国民保護対策本部を設置する。
また、区外への避難が必要で、区内に区国民保護対策本部を設置することができない場合には、都と区国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。

（２）区国民保護対策本部を設置すべき区市町村の指定の要請等

区長は、区に対して区国民保護対策本部を設置すべき区市町村の指定が行われていない場合において、区における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区国民保護対策本部を設置すべき区の指定を行うよう要請する。

（３）区国民保護対策本部の組織体制

■区対策本部/組織編成・分掌事務

組織編成	分掌事務
本部長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代理する。
統括部	区国民保護措置の総合調整に関すること。 区国民保護措置の立案に関すること。 本部長の指示及び命令の伝達に関すること。 避難情報の発令に関すること。 関係機関、他の地方公共団体等との連絡、応援要請等に関すること。 本部会議の運営に関すること。 被害状況及び災害対応の記録に関すること。 本部の予算に関すること。 気象情報、交通情報、災害情報、被害情報等の集約及び分析に関すること。 避難情報等の広報に関すること。 来庁者の相談に関すること。 コールセンターの設置及び運営に関すること。 災害対策に係る個人情報保護に関すること。 庁用車の管理に関すること。 本部の設置のための空間確保に関すること。 備蓄物資及び救援物資の配給に関すること。 本部の職員の食料等の配給に関すること。 各部間の応援職員及び人員調整に関すること。 関係機関、他の地方公共団体等の応援職員の受入れ、配置等に関すること。 外国人の支援に関すること。 防災語学ボランティアの受入れ、配置等に関すること。 他の部に属しないこと。
避難支援部	帰宅困難者の対応に関すること。 広域避難場所での対応に関すること。 避難所の開設及び運営に関すること。 避難所における食料及び物資に関すること。

生活再建支援部	義援金の受領及び配分に関すること。 生活再建支援の案内に関すること。 罹災証明書の交付申請の受付、発行等に関すること。 被災者台帳の作成に関すること。 災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支給及び援護貸付けに関すること。 身元不明者の対応に関すること。 遺体の搬送、収容及び埋火葬に関すること。
要配慮者支援部	災害ボランティアセンターの支援に関すること。 福祉系ボランティアの受入れ、配置等に関すること。 要配慮者の避難支援に関すること。 福祉避難所の開設及び運営に関すること。 要配慮者の相談に関すること。 保護者不明等の乳幼児の保護に関すること。
医療支援部	医療機関との連絡調整に関すること。 医療機関の応援職員等の受入れ、配置等に関すること。 医薬品等の確保に関すること。 救護所の設置に関すること。 医療支援活動に関すること。 保健活動に関すること。 衛生活動に関すること。 防疫活動に関すること。
都市復旧部	建築専門ボランティアの受入れ、配置等に関すること。 土木施設の被害調査に関すること。 土木施設の応急復旧に関すること。 道路啓開に関すること。 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 崖地及び擁壁の点検及び緊急措置に関すること。 被災建築物の被害認定調査に関すること。 区有建築物の応急復旧に関すること。 被災建築物の公費解体に関すること。 倒壊家屋に係る災害廃棄物の搬送に関すること。 応急仮設住宅の調整、募集及び管理運営に関すること。
災害廃棄物処理部	東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会等との災害廃棄物の調整に関すること。 災害廃棄物の運搬、収集及び一時集積に関すること。

■区対策本部/配置する職員

<table>
<tr><th rowspan="3">部</th><th colspan="3">配置する職員</th></tr>
<tr><th rowspan="2">本部長・副本部長・部長</th><th colspan="2">割当職員</th></tr>
<tr><th>班長</th><th>その他職員</th></tr>
<tr><td>本部長</td><td>本部長
区長</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>副本部長</td><td>副本部長
副区長
教育長</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>統括部</td><td>統括部長
危機管理部長
副部長
企画経営部長
総務部長</td><td>危機管理課長
生活安全課長
地域防災推進課長
防災課長
企画経営課長
特命担当課長
資産経営課長
秘書課長
財政課長
広報広聴課長
情報政策課長
ＤＸ戦略担当課長
総務課長
人権政策課長
人事課長
契約課長
文化・交流課長
会計課長
区議会事務局次長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局次長</td><td>左記の課長の配下に属する職員</td></tr>
<tr><td>避難支援部</td><td>避難支援部長
教育次長</td><td>教育政策課長
学校運営課長
学校ＩＣＴ担当課長
教育指導課長
教育支援担当課長
生涯学習課長
八雲中央図書館長</td><td>左記の課長の配下に属する職員
地域避難所参集指定職員</td></tr>
<tr><td>生活再建支援部</td><td>生活再建支援部長
区民生活部長</td><td>地域振興課長
税務課長
滞納対策担当課長
臨時給付金担当課長
国保年金課長
産業経済・消費生活課長</td><td>左記の課長の配下に属する職員</td></tr>
</table>

		スポーツ振興課長 戸籍住民課長 北部地区サービス事務所長 東部地区サービス事務所長 中央地区サービス事務所長 南部地区サービス事務所長 西部地区サービス事務所長 生活福祉課長	
要配慮者支援部	要配慮者支援部長 健康福祉部長（福祉事務所長） 副部長 子ども若者部長	健康福祉計画課長 福祉総合課長 介護保険課長 高齢福祉課長 障害施策推進課長 障害者支援課長 子育て支援課長 放課後子ども対策担当課長 子ども家庭センター所長 子ども家庭支援拠点整備担当課長 保育課長 保育計画担当課長	左記の課長の配下に属する職員

医療支援部	医療支援部長 保健所長（健康推進部長）	健康推進課長 生活衛生課長 保健予防課長 地域保健課長	左記の課長の配下に属する職員
都市復旧部	都市復旧部長 都市整備部長 資産経営部長 街づくり推進部長	都市計画課長 都市整備課長 地区整備担当課長 木密地域整備担当課長 土木管理課長 みどり土木政策課長 道路公園課長 道路公園サービス事務所長担当課長 建築課長 住宅課長 施設管理課長 施設整備担当課長	左記の課長の配下に属する職員
災害廃棄物処理部	災害廃棄物処理部長 環境清掃部長	環境保全課長 清掃リサイクル課長 清掃事務所長	左記の課長の配下に属する職員

※１　組織体制、分掌事務については、区災害対策本部運営マニュアルと同様の配置としている。各部の具体的な業務手順については、区災害対策本部運営マニュアルに基づき行動する。

※２　産業経済部長・文化・スポーツ部長・会計管理者・区議会事務局長・選挙管理委員会事務局長・監査事務局長は区国民保護対策本部職員として配置せず、通常の行政組織の職員として非常時優先業務などに取り組むこととする。

※３　班長・その他職員については、割り当てられた職員のうちから災対各部長が職員配置を決める。

※４　地域避難所参集指定職員については、通常の行政組織における所属課にかかわらず避

難支援部に配置している。

■武力攻撃事態等における東京消防庁（消防署）の業務（都国民保護計画抜粋）

機関名	分掌事務
東京消防庁 第三消防方面本部 目黒消防署	1　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　消火、救助・救急に関すること。 3　危険物等の措置に関すること。 4　避難住民の誘導に関すること。 5　警報伝達の協力に関すること。 6　消防団との連携に関すること。 7　生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

（４）区国民保護対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、区国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

【区対策本部における広報体制】

ア　広報責任者の設置
武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置。

イ　広報手段
広報は、ＳＮＳや広報紙、記者会見・発表、問合せ窓口の開設、ウェブサイトやX（旧 Twitter）、アプリ等のほか、多様な手段を活用して行う。

ウ　留意事項
(ア)広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
(イ)デマ情報への注意喚起を併せて実施し、住民の冷静かつ安全な行動を促す。
(ウ)区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。
(エ)都と連携した広報体制を構築する。

（５）区国民保護現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、区国民保護対策本部の事務の一部を行うため、区国民保護現地対策本部を設置する。

区国民保護現地対策本部長や区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指定する者をもってあてる。

（６）現地連絡調整所の設置

区は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺の安全が確保された場所に現地連絡調整所を設置する。
○参加機関の例
都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

○実施内容
・被災状況や各機関の活動状況の把握
・各機関が有する情報の共有
・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整　等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

（７）区対策本部長の権限

区国民保護対策本部長は、本区における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア　区の区域の国民保護措置に関する総合調整
区国民保護対策本部長は、区の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う

イ　東京都国民保護対策本部長に対する総合調整の要請
区国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、東京都国民保護対策本部長（以下「都対策本部長」という。）対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、区国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策国民保護本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。
この場合において、区国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ　情報の提供の求め
区国民保護対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
区国民保護対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、区の区域に

おける国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ　区教育委員会に対する措置の実施の求め

区国民保護対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。この場合、区国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

（８）区国民保護対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき区の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、区国民保護対策本部を廃止する。

区国民保護対策本部の廃止に伴い、区国民保護現地対策本部を廃止する。

２　通信の確保

（１）情報通信手段の確保

区は、以下の手段により、区国民保護対策本部と、区域内にある区有施設や防災関係行政機関等、区国民保護現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

・目黒区防災行政無線（デジタル移動系通信システム）
・災害時優先電話
・目黒区災害情報共有システム
・東京都防災システム（東京都災害情報システム、画像転送システム、東京都防災行政無線等）　等

武力攻撃事態等における通信連絡体制は次のとおり

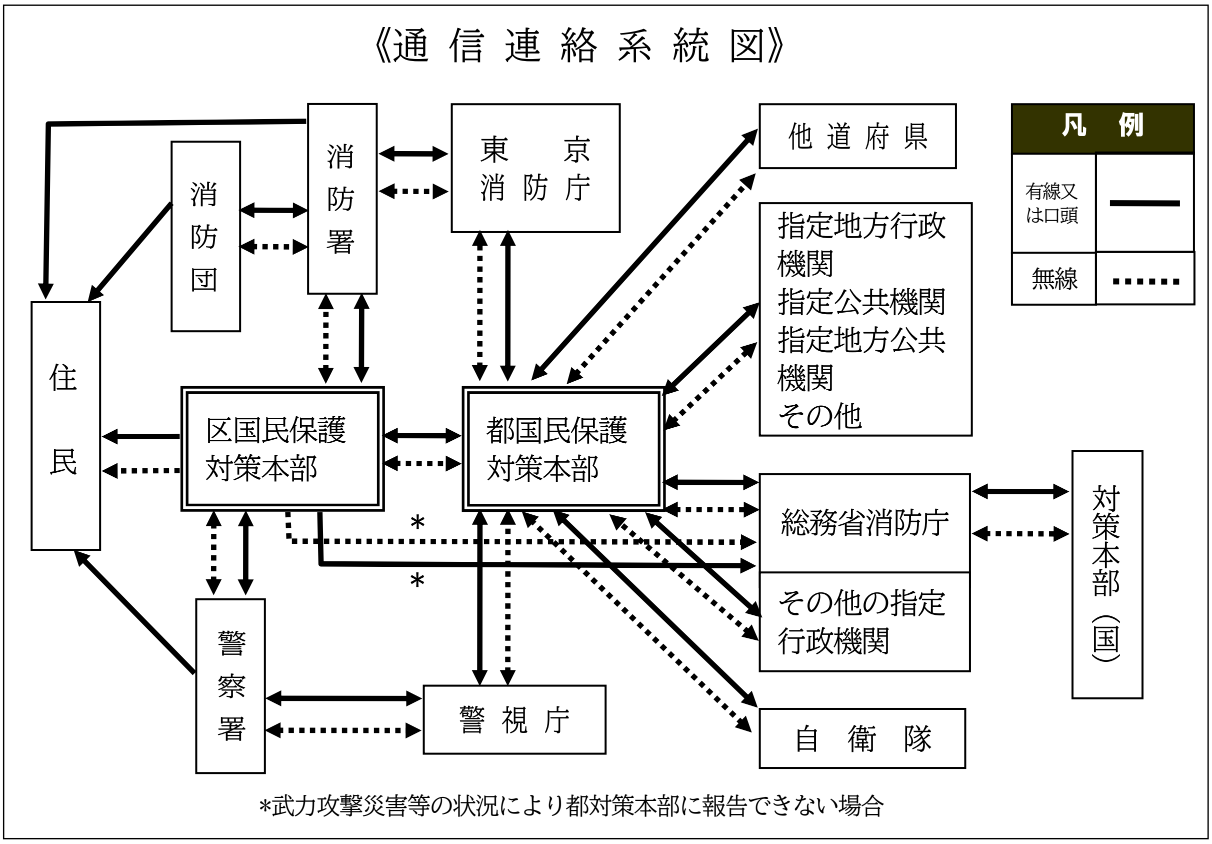

（２）情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現地に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

（３）通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

３　特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」について（平成１７年８月２日付閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に基づき、必要に応じ具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

○区長
・区の職員で国民保護措置の職務を行う者
・区長の委託により国民保護措置の業務を行う者

・区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

○水防管理者

・水防管理者の委託により国民保護措置の業務を行う者
・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標識等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

１　国・都の国民保護対策本部との連携

（１）国・都の対策本部との連携

区は、都の国民保護対策本部及び、都を通じ国の国民保護対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の国民保護対策本部長から都国民保護対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

（２）国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で区国民保護現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の国民保護現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

２　都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

（１）都知事等への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにした上で、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関して必要な要請を行う。

（２）都知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

（３）指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにした上で、その業務に係る国民保護措置の実施に関して必要な要請を行う。

３　自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は区の国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては防空指揮群司令を介し、防衛大臣に連絡する。
区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第７８条の規定による防衛出動及び治安出動及び同法第８１条の規定による都知事の要請に基づく治安出動により出動した部隊とも、区国民保護対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関と十分に協議する。

４　他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

（１）他の区市町村長等への応援の要求

区長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の区市町村長等に対して応援を求める。
応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

（２）都への応援の要求

区長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、都知事等に対し応援を求める。

（３）事務の一部の委託

区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。また、事務の委託や委託に関する事務の変更、事務の廃止を行った場合、区長はその内容を速やかに区議会に報告する。

５　指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

区は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体職員の派遣を求める。

区は、上記の要請を行うときは、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、上記の職員の派遣について、あっせんを求める。

６　区の行う応援等

（１）他の区市町村に対して行う応援等

区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を区議会に報告するとともに、公示を行い、都に届け出る。

（２）指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する国民保護措置について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

７　防災区民組織等に対する支援等

（１）防災区民組織に対する支援

区は、防災区民組織等による警報の内容の伝達や避難住民の誘導等の実施に関する協力についてはその安全を十分に確保するとともに、防災区民組織等に対して適切な情報の提供、活動に対する資材の提供等、必要な支援を行う。

（２）ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、区は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

（３）民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、地域避難所（補完避難所を含む。）及び福祉避難所（第６編第２章の避難施設の区分を除き、以下「避難所」という。）への配送等の体制の整備等を図る。

８　住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

・避難住民の誘導
・避難住民等の救援
・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
・保健衛生の確保

協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

第4章 国民の権利･利益の救済に係る手続

１　国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

■国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

手続項目		担当部
損失補償 （法第１５９条第1項）	特定物資の収用に関すること。（法第８１条第2項）	総務部
	特定物資の保管命令に関すること。（法第８１条第3項）	総務部
	土地等の使用に関すること。（法第８２条）	総務部
	応急公用負担に関すること。（法第１１３条第1項・5項）	総務部
損害補償 （法第１６０条）	国民への協力要請によるもの。 （法第７０条第１・３項、８０条第1項、１１５条第1項、１２３条第1項）	総務部
不服申立てに関すること。（法第6条、１７５条）		総務部
訴訟に関すること。（法第6条、１７５条）		総務部

※表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

２　国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を区文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失を防ぐために、安全な場所に保管する等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報及び避難の指示等

第１　警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

１　警報の内容の伝達・通知

（１）警報の内容の伝達等

区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（町会、自治会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工業関係団体、病院、学校、幼稚園、保育園など）に警報の内容を伝達する。

また、区は、都と協力して、区内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

（２）警報の内容の通知

区は、本区の他の執行機関その他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。

区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のウェブサイト（https://www.city.meguro.tokyo.jp/）に警報の内容を掲載する。

■区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みは、次のとおり

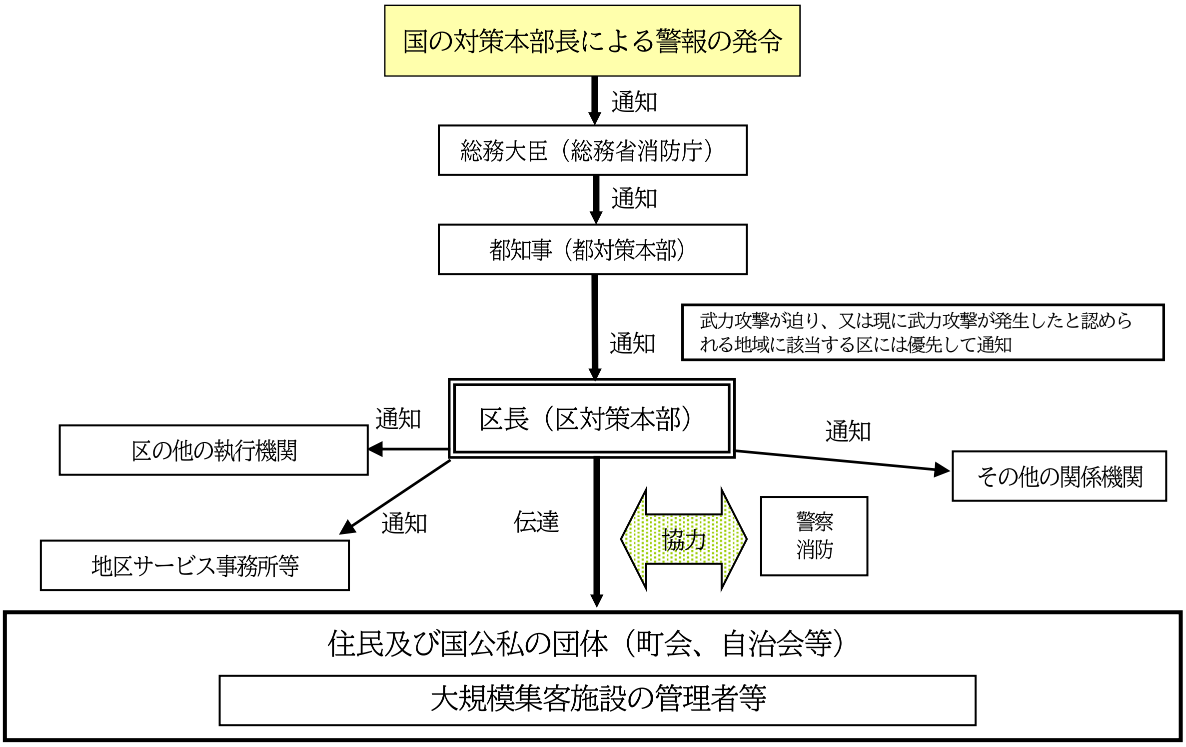

（３）住民がとるべき行動

・　落ち着いて情報収集に努める（防災行政無線、テレビ、ラジオ等）
・　警報の内容に応じ、直ちに身を守る行動をとる

２　警報の内容の伝達方法

（１）警報の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）※1等を活用し、地方公共団体に伝達される。区長は、全国瞬時警報システムと連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する※2。

ア　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ　「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本区が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やウェブサイト、ＳＮＳ等への掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

上記いずれの場合も、広報車の使用、防災区民組織による各世帯等への伝達、町会、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※1全国瞬時警報システム（J-ALERT）
対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

※2全国瞬時警報システムによって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をウェブサイト等に掲載する等により、周知を図る。

（２）関係機関との連携

区長は、警報の内容の伝達に当たり、東京消防庁（消防署）の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。
消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。
区は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警視庁（警察署）と緊密な連携を図る。

（３）要配慮者への伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

（４）警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

３　緊急通報の伝達及び通知

都知事が発令する緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第２　避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。区が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

１　避難の指示の伝達

区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。

区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

■避難の指示の流れについては、次のとおり

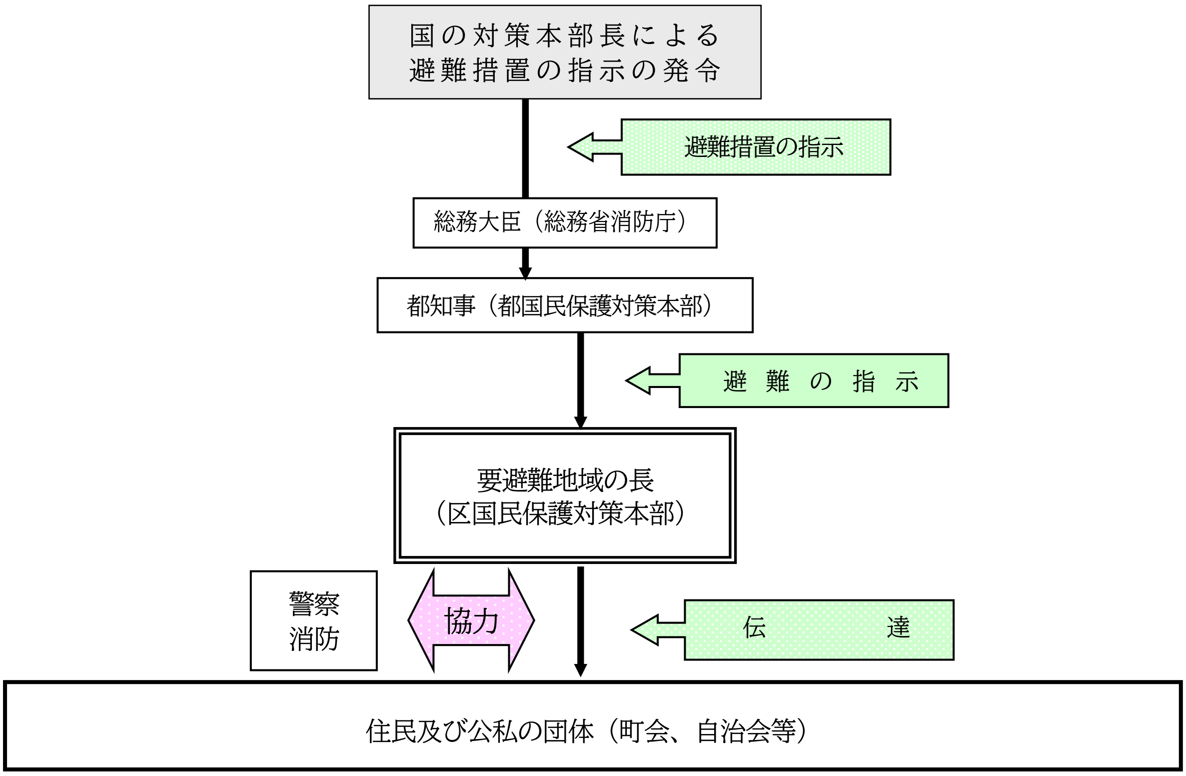

２　避難実施要領の策定

（１）避難実施要領の策定

区長は、避難の指示の通知を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

■避難実施要領に定める事項（法定事項）

・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導を行う関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項 ・その他避難の実施に関し必要な事項

（２）避難実施要領に記載する項目

区長は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

・要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
・避難先
・地域避難所及び集合方法
・集合時間
・集合に当たっての留意事項
・避難の手段及び避難の経路
・区職員の配置等
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
・要避難地域における残留者の確認
・避難誘導中の食料等の支援
・避難住民の携行品、服装
・避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

（３）避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。
・避難の指示の内容の確認
（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態）
・事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
・避難住民の概数把握
・誘導の手段の把握
（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
・輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（都との役割分担、運送事業者との連絡網、避難所の選定）
・避難行動要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）
・避難経路や交通規制の調整
（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
・職員の配置
（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
・関係機関との調整
（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
・自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

（４）国の対策本部長による利用指針の調整

区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第６条第３項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第６条第４項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

（５）避難実施要領の内容の伝達等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。
また、区長は、直ちに、その内容を区の他の執行機関、区内の消防署長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。
さらに区長は、報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する。

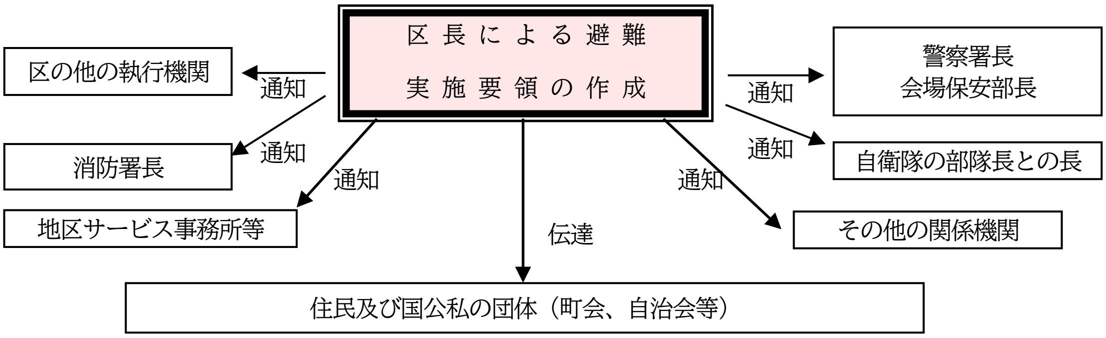

３　避難住民の誘導

（１）区長による避難住民の誘導

区長は、避難実施要領で定めるところにより、区の職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会、自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし緊急の場合には、この限りではない。
区長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領に沿って、避難経路の要所ごとに職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導にあたる職員が、避難経路の要所ごとにおいて、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

（２）東京消防庁との連携

区長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。なお、区内の消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

（３）避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

（４）防災区民組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、防災区民組織、町会、自治会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

（５）誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区長は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

区長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

（６）大規模集客施設等における避難

区は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策を取る。

（７）高齢者、障害者等への配慮

区長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、「避難行動要支援者名簿」を活用しながら避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。なお、避難行動要支援者の避難に関して、区は、地域避難所及び広域避難場所等の拠点までの運送を支援する。

（８）日本語を理解できない外国人に対する情報伝達

区は、日本語を理解できない外国人に対する避難の指示等の周知について、ウェブサイト等を介しての多言語等での災害情報の発信などの情報伝達に努める。

（9）残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる区職員は、警察・消防とともに、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

（１０）地域避難所等の運営

区は、原則、区内に所在する地域避難所等を運営する。

（１１）地域避難所等における安全確保等

区は、警視庁（警察署）が行う被災地、地域避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警視庁（警察署）と協力し、住民等からの相談に対応するなど地域避難所等における住民等の不安の軽減に努める。
区は、その管理する地域避難所等において、区が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するものとする。

（１２）動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、都等関係機関と連携して、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。
・危険動物等の逸走対策
・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

（１３）通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

（１４）都に対する要請等

区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、都による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う場合など、本区のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して避難誘導の補助を要請する。

（１５）避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関にあっては都対策本部長に、その旨を通知する。

（１６）避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

（１７）住民の行動

ア　住民の取るべき行動

状況に応じて適切な避難行動を取る。

行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

イ　住民の協力

避難住民その他の者は、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

４　想定される避難の形態と区による誘導

（１）突発的かつ局地的な事態の場合

ア　ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

（ア）屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的にあるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を避難の指示等に基づき、地域避難所等まで誘導する。

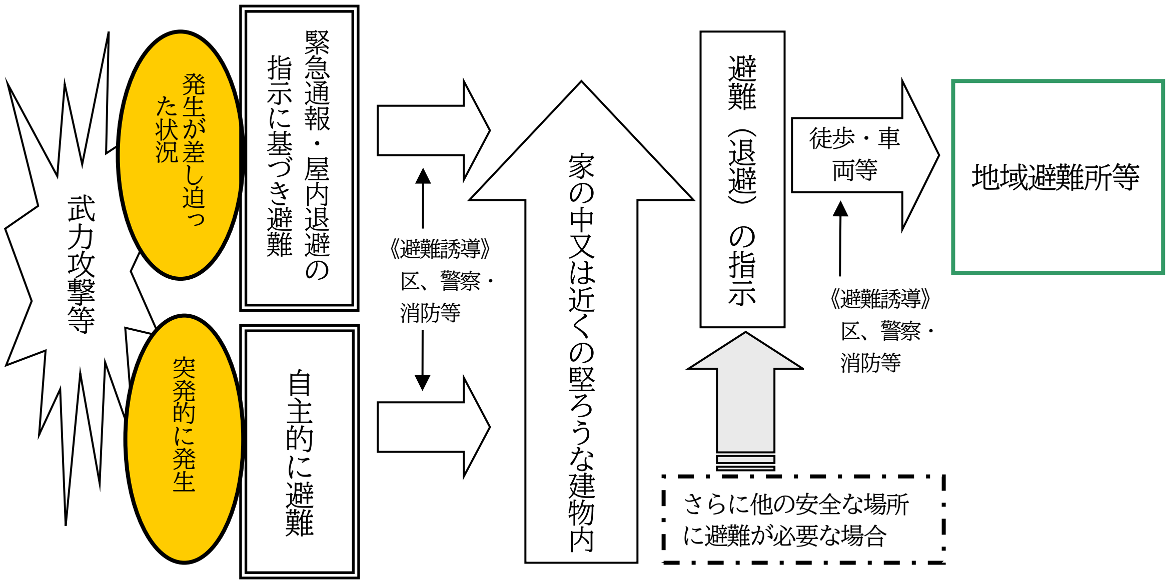

【該当する事態類型と避難上の留意点】

○弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、ＢＣ弾頭）

・発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システムによる情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、被害の局限化が重要

・当初はできるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。

・区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

・対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長	警報の発令、避難措置の指示 （その他、記者会見等による国民への情報提供）
↓ 都　知　事	警避難措置の指示
↓ 区　　　長	住民への避難の指示

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

〇ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

・ゲリラ、特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえ、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本

・ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たず、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な地域避難所等に避難させる等の対応が必要

・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等臨機の措置が不可欠。また、政府による事態認定前に攻撃を受けた場合、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど柔軟に対応

・当初の避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、簡潔な内容で作成する。その後、地域避難所等に避難させる場合の同要領の策定は、各執行機関、都、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえ、避難の方法を策定することが必要

・また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を設けて活動調整に当たる

〇航空攻撃（通常爆弾等）

・弾道ミサイル攻撃に準じる。

・近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。

○緊急対処事態（大規模テロ等）

・避難の移動中に危害が及ぶ場合は、一時的に屋内（地下鉄駅舎、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示する。

・区は、避難経路、地域避難所等に速やかに職員を派遣し、警察、消防、自衛隊等関係機関と連携の下、町会、自治会、学校、事業所を単位として住民等の避難誘導を行う。

・派遣する職員には、避難住民等から避難誘導への理解が得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章、夜間照明等を携行させる。

・大規模テロ等の類型に応じて都及び自衛隊等関係機関が設置する除染所等において、避難住民等を把握するとともに、所要の支援を行う。

（イ）大規模集客施設等内で突発的に発生

・区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、地域避難所等まで誘導する。

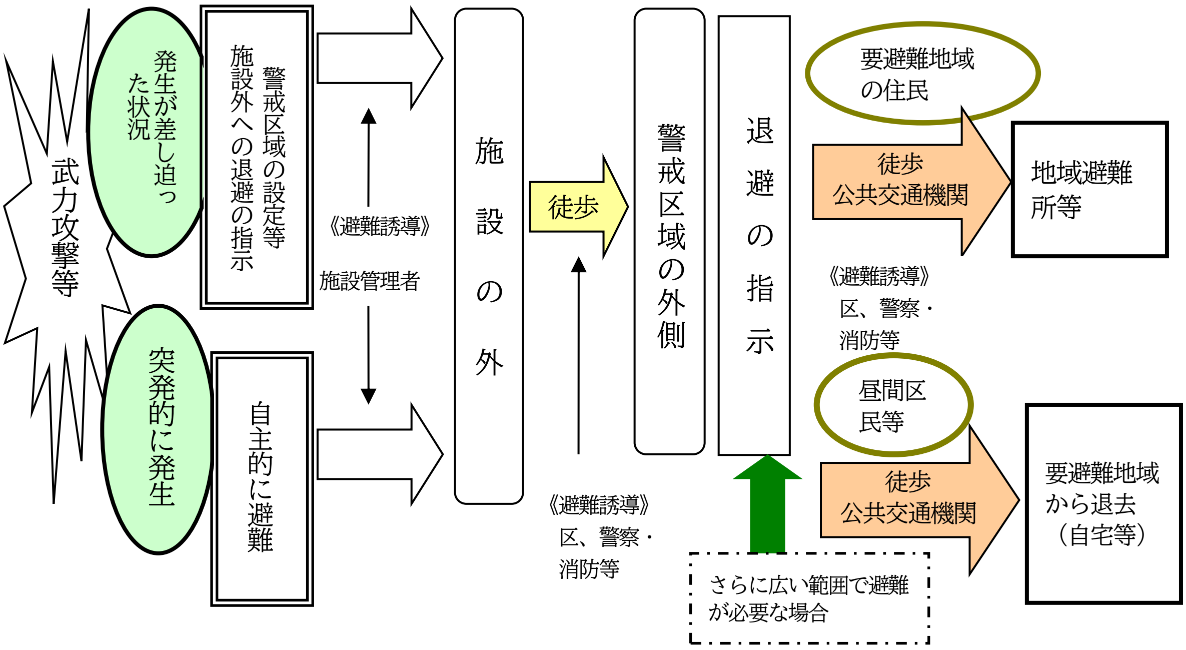

【該当する事態類型と避難上の留意点】

○緊急対処事態（大規模テロ等（ＮＢＣ攻撃を伴う場合を含む。））

・区は、避難誘導や構内放送が速やかに行えるよう状況を把握し、必要に応じて施設管理者に支援・助言を行う。また、警察・消防・自衛隊等関係機関と連携した施設利用者等の避難誘導の措置を要請する。

・区は、ＮＢＣ災害が発生した場合、安全な場所において、除染済みの傷病者に対する医療活動を実施する。この場合、医師等に防護服、手袋、ブーツ等を装着させる。

（２）突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を避難の指示等に基づき、広域避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。

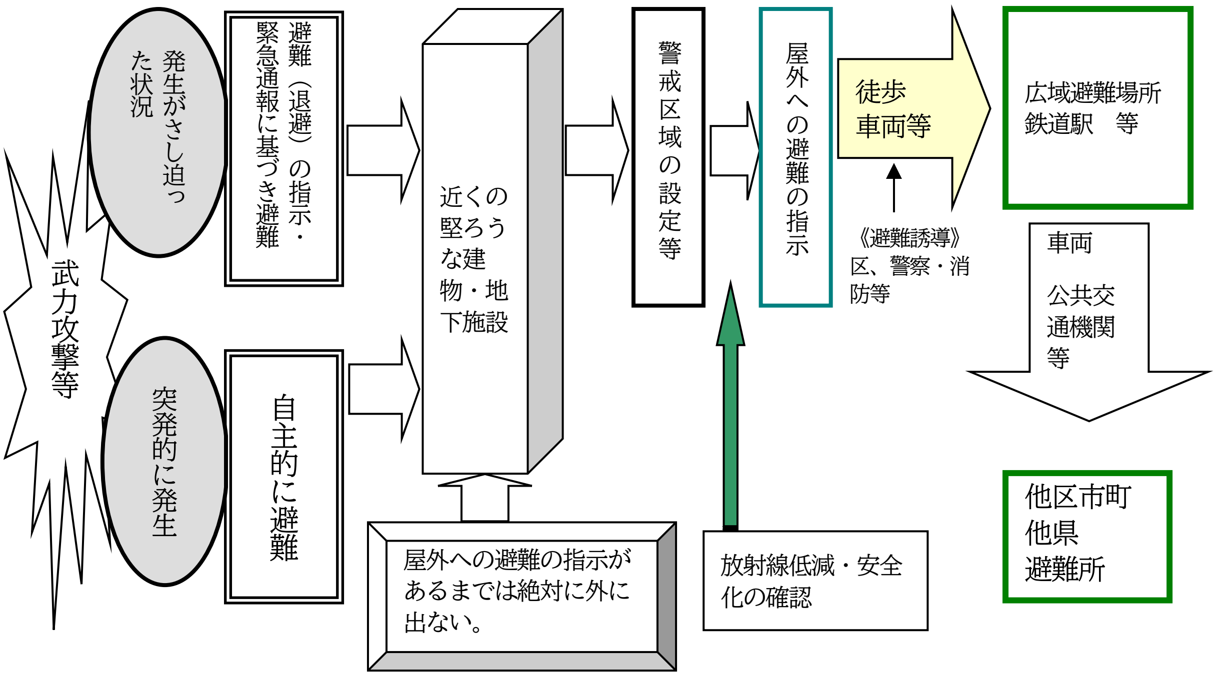

【該当する事態類型と避難上の留意点】

○弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

・攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅ろうな建物・地下施設等に避難

・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示する。

・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難（風下を避け、極力風向きと垂直方向）を指示する。

・区は、ミサイル着弾後、被害内容が判明した時点で、都知事からの避難の指示に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

○航空攻撃（核弾頭）

・弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

・近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。

（３）時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を区内の地域避難所等まで誘導する。

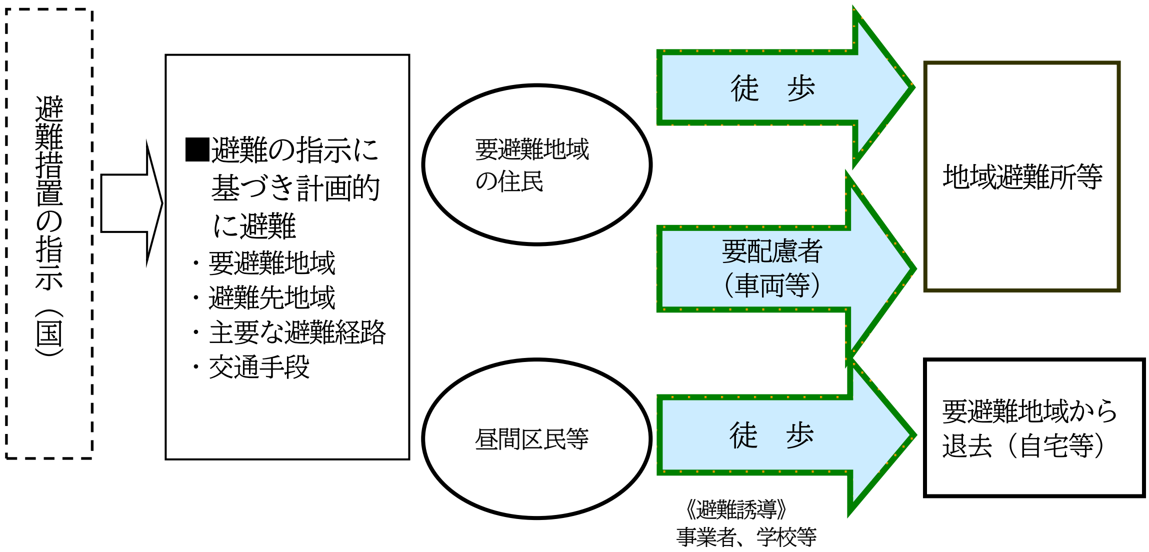

【該当する事態類型と避難上の留意点】

○ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

・警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

（４）時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示に基づき、避難住民を地域避難所等又は広域避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。

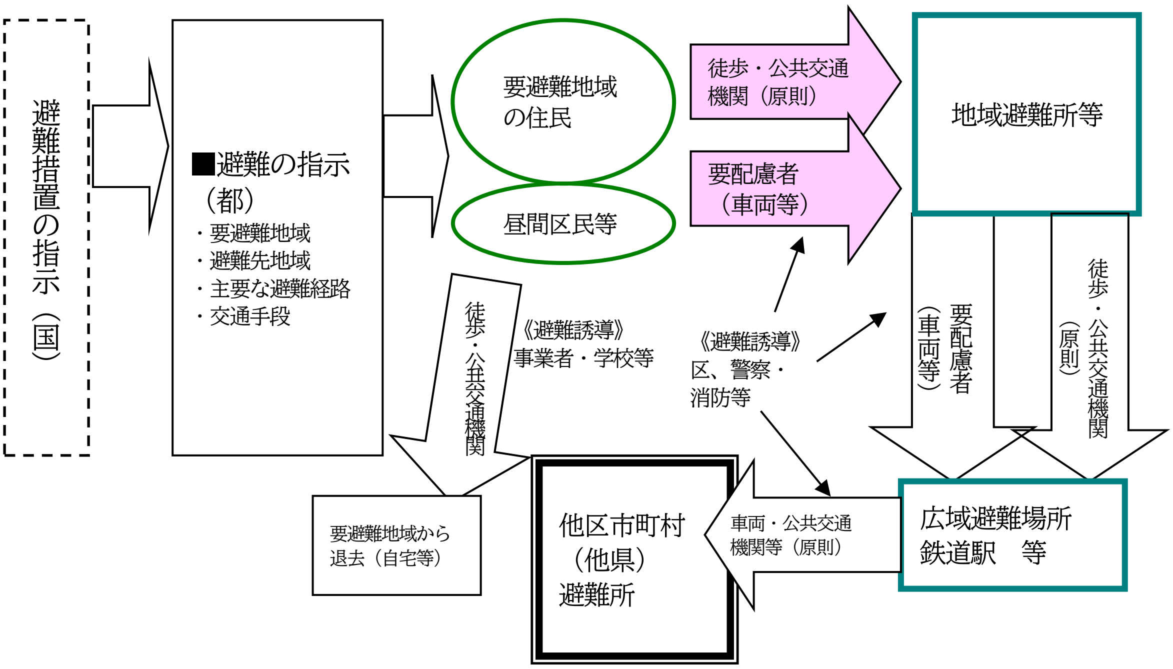

【該当する事態類型と避難上の留意点】

〇着上陸侵攻

・大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたり都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となることから国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

・このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

第6章 救援

1　救援の実施

区長は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき、都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

（1）救援に関する措置

ア　救援の種類

・収容施設の供与
・食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
・医療の提供及び助産
・被災者の捜索及び救出
・埋葬及び火葬
・電話その他の通信設備の提供
・武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
・学用品の給与
・死体の捜索及び処理
・武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ　救援の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

（2）救援の補助

区長は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

2　関係機関等との連携

（1）都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

（2）他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断したときは、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

（３）日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

（４）緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

（５）住民の協力

避難住民等及びその近隣の者は、救援に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。
※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

３　救援の内容

（１）収容施設の供与

ア　避難所
（ア） 避難所の開設・運営
区は、区内が避難先地域になった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に地域避難所等を開設し、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難場所とする場合は都が開設）。

（イ） 地域避難所等の管理
区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」がそれぞれ管理を行う。）。

（ウ） 救援センターの設置
区は、区の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する（都の施設を避難所とする場合は都、民間施設を避難所とする場合は当該施設の管理者がそれぞれ管理を行う。）。
・避難住民に対する食料等の配給
・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
・避難住民の生活状況の把握
・区長に対する物資・資材等の要請　等

（エ） 都対策本部（避難所支援本部）への報告
区長は、地域避難所等における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告の上、救援物資の供給等を要請する。

■避難所支援本部・救援センターの役割

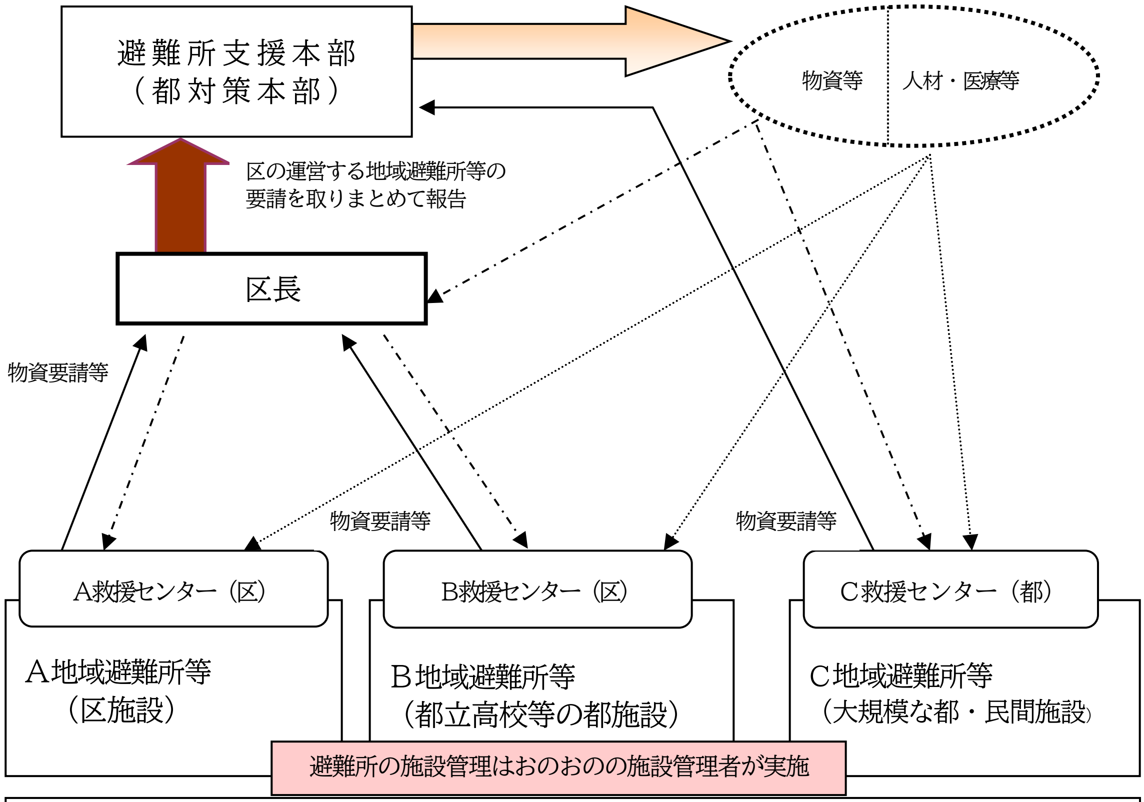

○　救援センターの役割　・食料等の配給
・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
・区（都運営の救援センターは直接本部）に対する物資
・資材等の要請　等

イ　応急仮設住宅等の供与、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合は、都が設置する長期避難住宅及び応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

（２）食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ア　食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用するものとする。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。

イ　飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、区は都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

（３）医療の提供及び助産

ア　都との役割分担

区は、都との役割分担に応じて、避難住民に対する応急的な医療の提供や避難住民の健康状態を管理するために必要な準備を行う。

○都と区市町村の役割

医　　療…医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、区が行うものとし、都は要請に基づき、都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。

保健衛生…区は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣するものとし、都は要請に基づき区の支援及び補完を行う。

イ　医療に関する情報提供

区は、都と協力して、地域避難所等周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

ウ　被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。区は、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し次の支援を求める。

・　医薬品、医療資材の補充
・　都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請
・　その他広域的な応援要請

エ　医療の要請等に従事する者の安全確保

区は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

オ　患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や広域避難場所、地域避難所等から医療救護所まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院等の後方医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。なお、後方医療施設への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。

・　東京消防庁に対する搬送要請
・　区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
・　都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

（４）被災者の捜索及び救出

区は、警視庁、東京消防庁（消防署）及び自衛隊（以下「警視庁等」という。）が中心となって行う被災者の捜索、救出に必要な協力を行う。

（５）埋葬及び火葬

区は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。
区は、必要に応じて都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

（６）電話その他の通信設備の提供

区は、地域避難所等において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、被災者が通信機器を利用できるよう、管理する。

（７）武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める実施要領案により募集、選定を行う。

（８）学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し、都に報告する。
区は、都が区の報告に基づき、一括して調達した学用品を配付する。

（９）行方不明者の捜索及び死体の処理

区は、警視庁等が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。
区は、警視庁等と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。
区は、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警視庁等と必要な調整を行う。

（１０）武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し、これらを除去する。

第7章 安否情報の収集･提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、武力攻撃事態や武力攻撃事態の状況を踏まえ、他の国民保護措置の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、必要な事項を以下のとおり定める。

■安否情報の収集、整理及び提供の流れは、次のとおり

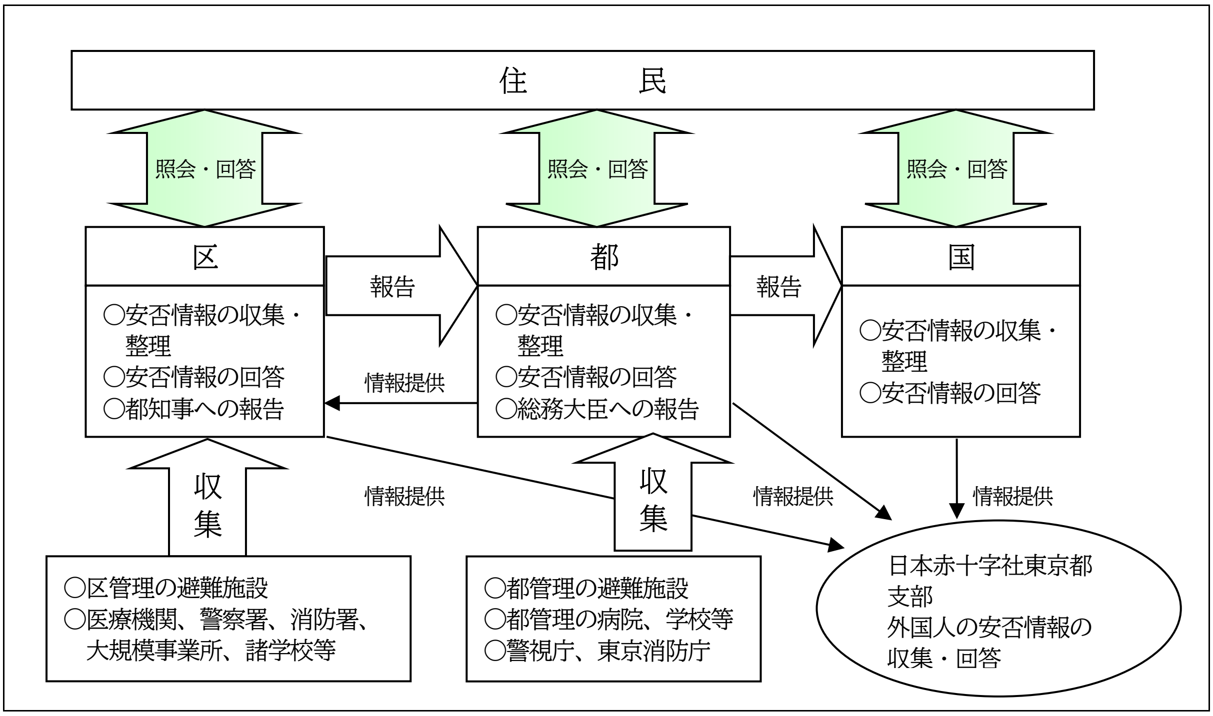

1　安否情報の収集

（1）安否情報の収集

区は、避難住民又は負傷若しくは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成１７年総務省令第４４号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第１号及び第２号により収集する。

また、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、区が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

〇収集の役割分担

・区…区管理の避難施設、区の施設（学校等)、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等

・都…都管理の避難施設、都の施設（病院、学校等)、警視庁、東京消防庁等

（２）安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関及び医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する場合は、当該協力は各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

（３）安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

２　都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、省令様式第３号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

３　安否情報の照会に対する回答

（１）安否情報の照会の受付

区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

住民からの安否情報の照会については、原則として省令様式第４号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

（２）照会者の本人確認

区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（マイナンバーカード、運転免許証等）を窓口において提出又は提示させる。
区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「４情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。
なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第３条第３項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより４情報を照合し、本人確認を行う。

（３）安否情報の回答

区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、（２）により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、省令様式第５号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
区は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第５号により回答する。
区は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

（４）個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

４　日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。
当該安否情報の提供に当たっても、３（３）、（４）と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第１　武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

１　武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

（１）都・各機関等の役割分担

機関の名称	主な役割
国 （対策本部 指定行政機関 指定地方行政機関）	・武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ・著しく大規模又は性質が特殊な武力攻撃災害への対処 ・生活関連等施設の安全確保 ・危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
都	・武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ・緊急通報の発令、内容の通知 ・生活関連等施設の安全確保 ・危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止
警視庁	・生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ・避難後の無人化した地域、避難所における警戒 ・被災者の救助活動 ・生活関連等施設の安全確保に対する協力 ・交通規制（特に要避難地域、警戒区域等の周辺地域）
東京消防庁	・消火、救助・救急活動 ・生活関連等施設の安全確保に対する協力 ・危険物質等（消防法による危険物）に係る武力攻撃災害の発生の防止
区市町村	・武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 ・生活関連等施設の安全確保 ・危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止 ・退避の指示、指示内容の通知 ・警戒区域の設定
第三管区海上保安本部	・生活関連施設等の安全確保に係る立入制限区域の指定 ・生活関連等施設の安全確保に対する協力 ・海上における被災者の救助活動
自衛隊	武力攻撃災害が発生した場合の対処等の実施
指定公共機関・ 指定地方公共機関	・緊急通報の放送（放送事業者） ・生活関連等施設の安全確保

（２）武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区内における武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

（３）都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、ＮＢＣ攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

（４）対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

２　武力攻撃災害の兆候の通報

（１）住民の協力等

ア　発見者の通報義務等

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を区長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

イ　消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

当該区域内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

ウ　保健衛生の確保への協力

当該区域内の住民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※イ及びウについて、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

（２）都知事への通知

区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を都知事に通知する。

第２　応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

■退避の指示の概要

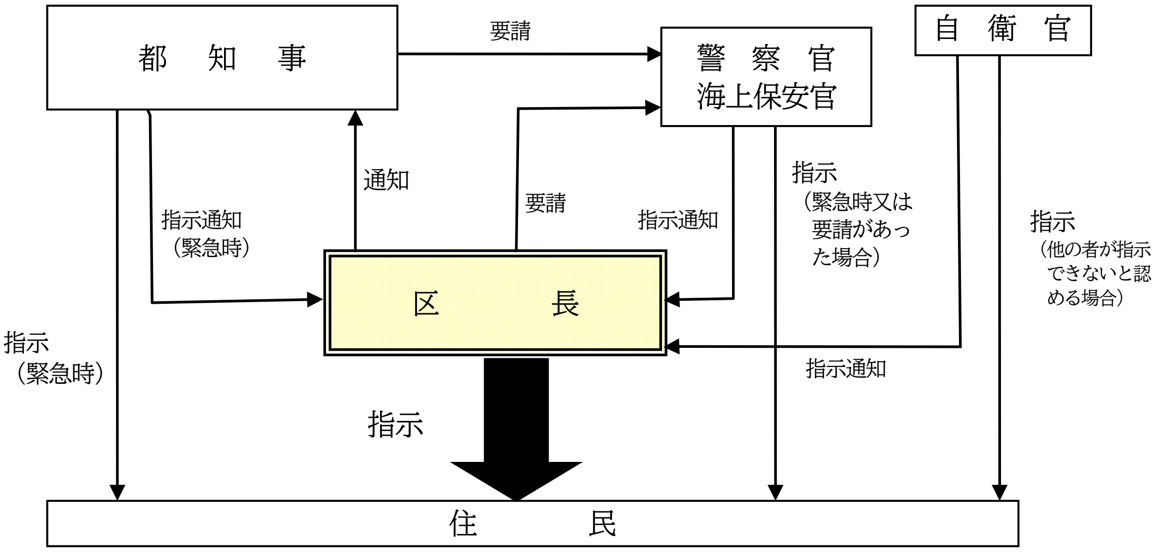

1　退避の指示

（1）退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、必要により現地連絡調整所を設けて（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

警察官は、区長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

○退避の指示（例）

> 「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、地域避難所である○○小学校へ退避すること。

ア　屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

・ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
・敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

■屋内退避のイメージ

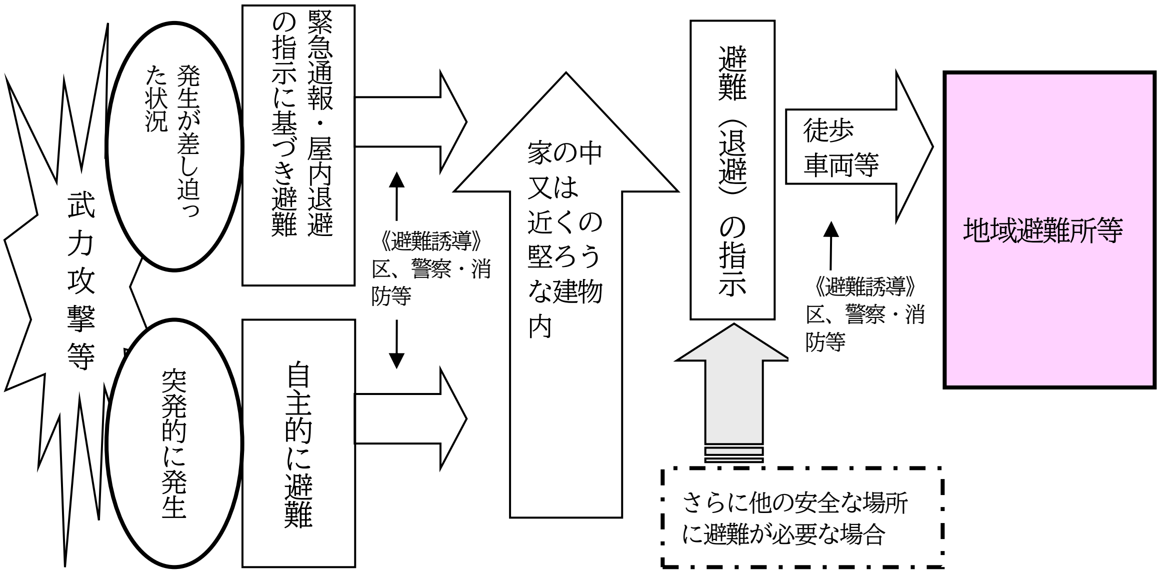

○屋内退避の指示（例）

「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に一時退避すること。

イ　屋外への退避の指示

区長は、住民等が屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、屋外退避（地域避難所等への退避）を指示する。屋外への退避の指示は、次のような場合などに行うものとする。

・駅や大規模集客施設などの施設の中で、ＮＢＣ攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

■屋外退避のイメージ

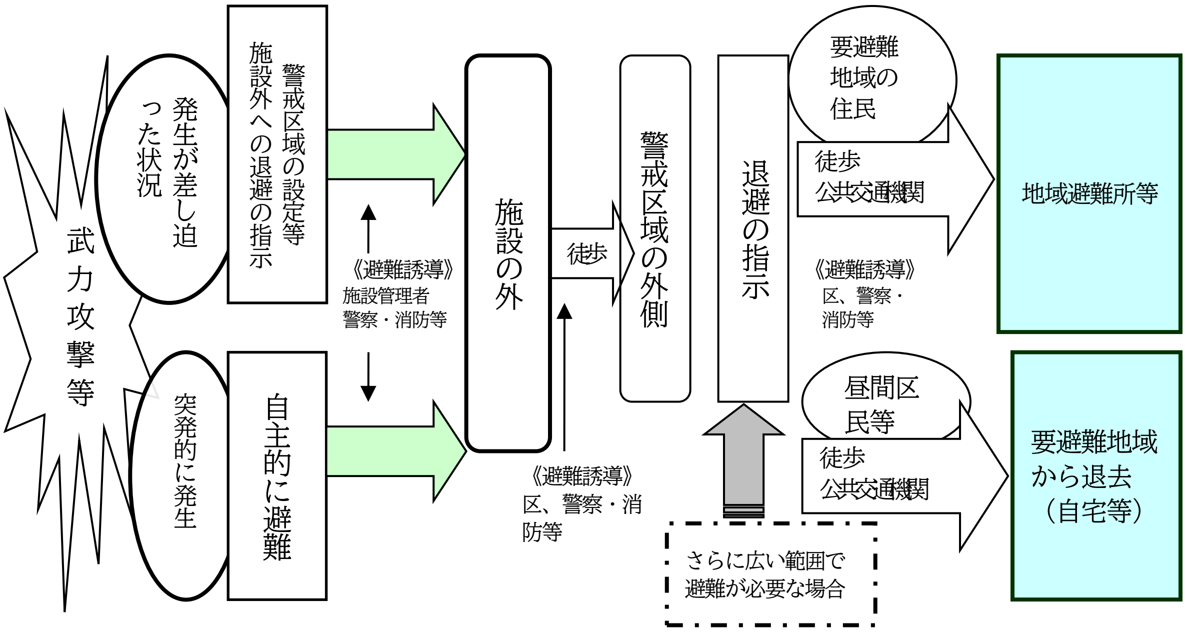

○屋外退避の指示（例）

○○駅構内にいる者は、△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

（２）退避の指示に伴う措置等

区長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車、ウェブサイト、ＳＮＳ等を通じて、退避の指示を速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

（３）安全の確保等

区長は、退避の指示を住民に伝達する区の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関、保健所、海上保安部等及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

区の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

区長は、退避の指示を行う区の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

２　警戒区域の設定

（１）警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

（２）警戒区域の設定に伴う措置等

区長は、警戒区域の設定に際しては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察、海上保安部等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

区長は、都知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

（３）安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区内で活動する職員の安全の確保を図る。

３　応急公用負担等

（１）区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

（２）応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

・ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
・ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、その保管を含む。）

４　消防に関する措置等

（１）区が行う措置

区長は、東京消防庁による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

（２）東京消防庁の活動

東京消防庁による管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るための活動は、都国民保護計画に基づき次のとおり

・武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
・武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
・延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
・武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
・東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

（３）医療機関との連携

区長は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携の取れた活動を行う。

（４）安全の確保

区長は、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、区長は必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、海上保安部等、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

第３　生活関連等施設における災害への対処等

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう国、都、その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察、消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による主体的な安全確保のための取組を促進する。

１　生活関連等施設の安全確保

（１）生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

（２）区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、区長は、必要に応じ、関係機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

２　危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

（１）危険物質等に関する措置命令

区長は、危険物質等（毒物及び劇物取締法第２条第１項の毒物及び同条第２項の劇物（同法第３条第３項の毒物劇物営業者、同法第３条の２第１項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第４条第１項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。（以下同じ。））に係る武力攻撃災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、その取扱者に対し、次に掲げる武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第２９条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第２条第７項の危険物に係るイ及びウの措置については、東京消防庁が行うこととなる。なお、避難住民の運送などの措置において、当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

〇措置

ア　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

※消防法第２条第７項の危険物に係るアの措置については、同法に基づき東京消防庁が実施

（２）警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、区長は（１）に掲げるアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第４　ＮＢＣ攻撃による災害への対処等

区は、ＮＢＣ攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、ＮＢＣ攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

区は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

（１）応急措置の実施

区長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示をし、又は警戒区域を設定する。

区は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）等の関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

（２）国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

（３）関係機関との連携

区長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警視庁、東京消防庁、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報について報告を受け、当該情報をもとに、都に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

（４）汚染原因に応じた対応

区は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア　核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

核攻撃等においては、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。

イ　生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。区の危機管理部長は、生物剤を用いた攻撃の特殊性※に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点に鑑み、保健衛生担当所管と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

※生物剤を用いた攻撃の特殊性

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性に鑑み、特に留意が必要である。

ウ　化学剤による攻撃の場合
　区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

（５）区長の権限

　区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

■国民保護法第１０８条第１項に基づく措置

対象物件等		措置
１号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
２号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
３号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
４号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
５号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
６号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

　区長は、上記表中の第１号から第４号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名宛人に通知する。
　上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

■国民保護法施行令第３１条に基づく通知事項

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第５号及び第６号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

（６）要員の安全の確保

区長は、ＮＢＣ攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

・区は、災害情報共有システム、高所カメラ、防災行政無線、災害時優先電話、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

・区は、情報収集に当たっては、関係機関との連絡を密にする。

・区は、収集した被災情報の第一報を火災・災害等即報要領に基づき都に報告し、その後は随時、都に被災情報の続報を報告するものとする。災害の状況により都対策本部に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

■被災情報の報告様式

年　月　日に発生した○○○による被害（第　報）

年　月　日　時　分

目黒区

1　武力災害攻撃が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時　　年　月　日

（2）発生場所　目黒区△△X丁目Y番Z号

2　発生した武力攻撃災害の状況の概要

3　人的・物的被害状況

人　的　被　害				住　家　被　害		その他
死者	行方不明者	負　傷　者		全壊	半壊	
		重傷	軽傷			
（人）	（人）	（人）	（人）	（棟）	（棟）	

※可能な場合、死者について、死亡年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概　　　況

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、地域避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1　保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

（1）保健衛生対策

区は、避難先地域において、都と協力し、巡回健康相談等を行うための活動班を編成して避難所等に派遣する。
この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

（2）防疫対策

区は、生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による避難住民等の感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

（3）食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

（4）飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対し情報提供を実施する。

（5）栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を都と協力し実施する。

２　廃棄物の処理

（１）廃棄物処理の特例

区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

区は、上記により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

（２）廃棄物処理対策

区は、地域防災計画の定めに準じて等「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成３０年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、都に対して他の区市町村との応援等にかかる要請を行う。

（３）石綿含有建築物等の応急措置

武力攻撃災害等の状況に応じて、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（第３版・令和５年４月、環境省水・大気環境局大気環境課作成）に係る仕組みを活用して、被災建築物等からの石綿飛散防止のために応急措置等を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

１　生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

２　避難住民等の生活安定等

（１）被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

（２）公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに区税（延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

３　生活基盤等の確保

（１）公共的施設の適切な管理

区は、生活基盤等を確保する上で重要な道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。